

# 質問回答書

東員町公共施設等LED照明リース公募型プロポーザルに係る実施要領等に関する質問について、次のとおり回答します。（以下が全ての質問・回答になります。）

令和4年5月26日

※質問は、原則として原文のまま掲載しています。

No.	質問内容	回答
1	実施要領2(4) 賃貸借期間終了後、無償譲渡となっているため、固定資産税の納付は免除との認識でよろしいでしょうか。また、満了後所有権移転対応については現状有姿での引渡しとの認識でよろしいでしょうか。	固定資産税の納付免除、満了後所有権移転対応について、ご認識のとおりです。
2	実施要領10(3)ウエ リース役割が提出する商業登記簿謄本および納税証明書は2部ともに原本を添付するとの認識でよろしいでしょうか。もしくは2部ともコピーでもよろしいでしょうか。また、最新決算年度の確定申告分の納税証明書の提出とありますが、弊社の場合、2022年3月期が最新決算年度となり、その法人税等の支払いが5月末日の予定となっております。よって、最新決算年度の確定申告分の納税証明書を提出することはスケジュール上不可能な状況でございます。そのような場合、その前年の2021年3月期の確定申告分の納税証明書を提出させていただくという認識でよろしいでしょうか。	2部とも写しで可とします。また、最新決算年度の確定申告分の納税証明書については、ご認識のとおりです。
3	実施要領12(2)ク リース料総額を算出するにあたり、賃貸借料のお支払い条件は期間月数で均等割りとした120回、毎月払いの認識でよろしいでしょうか。  例：第1回目令和4年11月1日～11月30日の賃貸借料のご請求書は令和4年12月にご請求し、30日以内にお支払いいただく（以降同様）	ご認識のとおりです。
4	実施要領14(2) 提案が達成しないことによる損失について、新型コロナウイルスや世界情勢の影響により今後不測の事態が発生し、半導体等の機器部材不足等による機器納期遅延や物流遅延等により設置納期遅延となる可能性があります。このような場合、事業者の責に帰さない理由として、別途協議に応じていただける認識でよろしいでしょうか。	実施要領14(2)アのとおりです。ただし書きのとおり、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合のみ別途協議を行います。  例：天災や現状想定できない事案が発生した場合

No.	質問内容	回答
5	<p>優先交渉権者後の締結する事業契約（賃貸借契約）における契約書は優先交渉権者書式との認識でよろしいでしょうか。貴町書式使用であれば、賃貸借契約約款の雛型を開示していただくことは可能でしょうか。</p>	<p>本町書式の契約書、約款を優先交渉権者決定後、優先交渉権者へ開示します。</p>
6	<p>本人確認について 月額リース料が10万円（消費税等込み）となる場合、犯罪収益移転防止法に則り、指定様式に基づく取引ご担当者本人確認の実施および、確認書式を指定期間保存しなければなりません。ご協力いただけますでしょうか。</p>	<p>担当者本人の確認書類の提示等、対応させていただきます。</p>